

1. 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で県内事業者の売上低迷が長期化する中、昨今の世界情勢により、エネルギー価格を中心に多くの物価が高騰している。中でもガソリン価格の高騰は、鉄道等のインフラが脆弱で事業活動に自動車が必要な高知県事業者への影響が特に大きい。
また、高知県は全都道府県でガソリン価格が高い県ワースト6位（令和4年4月27日時点経産省資源エネルギー庁公表値）であり、事業者への負担が他県に比べ重くなっている。

2. 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響や物価高騰の影響を受け、現状にあえぐ事業者への支援として新型コロナウイルス臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）を活用し、事業者がクリーンエネルギー車等を導入する際の支援金を設け（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」との併用可）、経費を圧縮しつつ経営体力を温存し、事業環境の回復を見据えた先行設備投資を促し、間接的に事業活動の支援を行う。加えて、環境面においても、グリーン成長戦略における「2035年までに乗用車新車販売を電動車100%とする」目標の実現に向け支援をするもの。

3. 予算額

140,000千円（令和4年10月事業開始予定）

「新型コロナウイルス臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）」を活用

【内訳】

支援金： 103,500千円

業務委託費： 36,500千円（事務費）

合計： 140,000千円

4. 支援対象事業者

高知市に本社又は主たる事業所のある法人格を有する中小事業者（個人事業主を除く※）

※但し、高知市に住民登録がある個人タクシー事業者は支援対象とする

5. 支援対象

令和4年4月1日～令和5年2月28日までに初度登録された以下の「新車」及び初度登録から5年以内の「中古車」の購入（国産車・輸入車ともに対象とする）

【登録車】 燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、ハイブリッド車（HV）、クリーンディーゼル車、LPG車（LPガス車）

【軽自動車】 電気自動車、ハイブリッド車

6. 支援額の定義

【新車】 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助金交付上限額の3/4（100千円未満切捨）

【中古車】 上記新車支援額の1/2（100千円未満切捨。100千円を下回る場合、一律50千円）

7. 支援想定台数

最大715台

【内訳】（※1）

FCV:1台

EV:10台

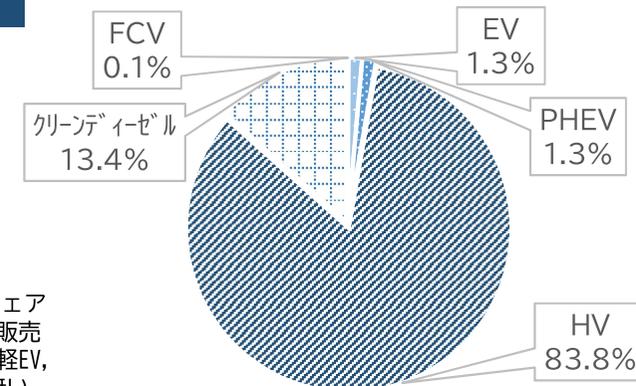
PHEV:10台

HV・LPG:599台

クリーンディーゼル:95台

※1登録車の燃料別販売シェア（※2）を、新車/中古車販売構成比で按分（LPG車、軽EV、軽HVは販売データが無いため、試算前提から除外）

燃料別販売台数(乗用車) 2020年通年販売データ※2

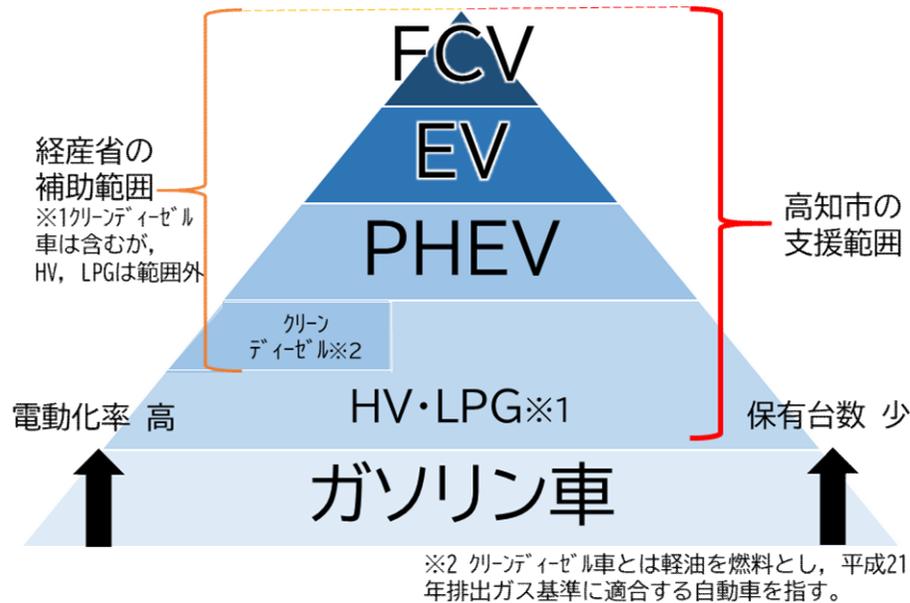


【出展】

※(一社)日本自動車販売協会連合会「燃料別販売台数(乗用車)」2020年通年販売データからガソリン車を除いたもの

事業用クリーンエネルギー自動車等導入支援事業

8. 国補助事業との相違点(対象車)



経産省の事業と比較した高知市の独自性

経産省事業では対象外の「HV車」、「LPG車」、「中古車」を対象とすることで、EV、PHEV等に比べ安価な車種も支援対象となり、タクシー業界を含む幅広い中小事業者が活用しやすくなる

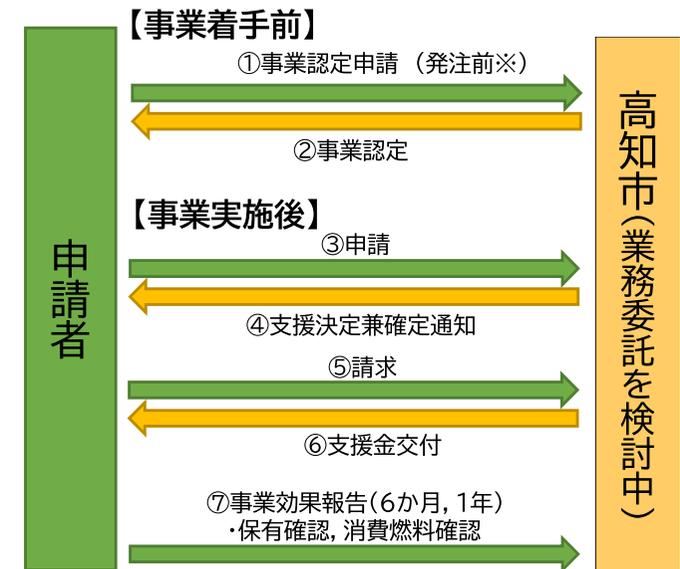
9. 支援額

【新車】				【中古車】			
登録車	市①	国(上限)②	計③(①+②)	登録車	市①	国(上限)②	計③(①+②)
FCV	190	255	445	FCV	90	0	90
EV	60	85	145	EV	30	0	30
PHEV	40	55	95	PHEV	20	0	20
HV,LPG	20	0	20	HV,LPG	10	0	10
クリーンディーゼル	10	15	25	クリーンディーゼル	5	0	5
軽自動車				軽自動車			
EV	40	55	95	EV	20	0	20
HV	10	0	10	HV	5	0	5

10. 支援の条件

- ・車検証上の自動車登録番号又は車両番号が「高知」であること
- ・車検証上の所有者及び使用者の住所が「高知市」であること
- ・高知市内に保管場所（軽自動車の場合届出）があること(※1)
- ・事業認定申請日時点等で社有車を1台以上有していること
- ・車検証上の使用者が法人格を有する中小事業者であること
- ・リース車両等は事業者の資産にならないため対象外とする
- ・1事業者につき、期間中計5台まで申請可とする
- ・中古車は、事業認定申請時点等で初度登録から5年以内の車両に限る
- ・クリーンディーゼル+ハイブリッド、LPG+ハイブリッド等の車種は2重支給しない（支援額が高い方を適用）
- ・減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数相当期間内での処分(譲渡、交換、廃棄等)の禁止(※2)
- ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」に上乗せ可
 - ※1 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条第1項に保管場所の位置変更後15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出なければならないと規定しているため、県外事業所等での使用は不可
 - ※2 初度登録からの耐用年数が残存する場合、その期間の保有義務が生じる。償却が完了した車両については、登録後2年間が耐用年数となる

11. 事業スキーム



※本事業開始前の発注については、支援対象期間内であれば事前着手を認める